

## 公安委員会について

別紙 1

- 1 公安委員会の組織及び権限（警察法第38条）
  - (1) 知事の所轄の下に、公安委員会を置く。
  - (2) 公安委員会は、政令指定市を包括する県では5人の委員をもつて組織する。
  - (3) 公安委員会は、警察を管理する。
  
- 2 公安委員の任命（警察法第39条）

委員は、以下の要件を勘案し、知事が任命する。

  - ① 県議会の議員の被選挙権を有すること。
  - ② 任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴がないこと。
  - ③ 5人のうち3人は、県議会の議員の被選挙権を有する者の中から、知事が県議会の同意を得ること。
  - ④ 5人のうち2人は、①かつ市議会の議員の被選挙権を有する者の中から、政令指定市の市長がその市の議会の同意を得て推薦すること。
  - ⑤ 破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ⑥ 禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。
  - ⑦ 委員のうち3人以上が同一の政党に所属しないこと。
  
- 3 公安委員の任期（警察法第40条）

公安委員の任期は3年とし、2回に限り再任されることができる。  
※ 最長9年は、在任可能となる。
  
- 4 公安委員の服務等（警察法第42条）

以下の地方公務員法の規定は、公安委員の服務について準用する。

  - ・第30条（服務の根本基準）
  - ・第31条（服務の宣誓）
  - ・第32条（法令等に従う義務）
  - ・第33条（信用失墜行為の禁止）
  - ・第34条（秘密を守る義務）
  - ・第38条第1項（営利企業等の従事制限）
  
- 5 委員長（警察法第43条）
  - (1) 公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。
  - (2) 委員長の任期は、一年とする。ただし、再任することができる。
  - (3) 委員長は、会務を総理し、公安委員会を代表する。

### 熊本県公安委員会 委員名簿

区分	氏名	職業
委員長 (政令市推薦)	永田 浩夫	(株) 肥後銀行相談役
委員	山崎 史郎	熊本学園大学教授
委員 (政令市推薦)	原 幸代子	元熊本市市民生活局長
委員	山本 隆生	医療法人社団寿量会熊本機能病院ソーシャル・インクルージョン研究センター長 (元熊本県教育長)
委員	高木 絹子	弁護士 高木法律事務所